平成２１年（フ）第３号
北海道釧路市鳥取北５丁目10番７号
破産者　田中　紀一
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４号
北海道釧路市鳥取北５丁目10番７号
破産者　田中真知子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７５号
盛岡市上堂３丁目15番32号　景明荘Ａ号、開始決定時の住所盛岡市川目第11地割47番地３
破産者　吉田　政男
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９４号
秋田県大仙市戸地谷字川前380番地10
破産者　佐藤由美子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１４１号
福島県大沼郡会津美里町字新用地254番地
新用地団地９棟Ａ号、前住所福島県大沼郡会津本郷町字新用地163番地
破産者　渡邉　直利
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
茨城県土浦市神立中央５丁目８番16号　兼松ビル２階
破産者　松本　隆之
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０５４号
川崎市高津区千年323番地　レグルス千年201
破産者　加藤　穆
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５５号
川崎市高津区千年323番地　レグルス千年201
破産者　加藤　富子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８７号
横浜市都筑区大熊町538番地
破産者　中山　美子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５９号
神奈川県小田原市栢山2693番地　コーポ山口105
破産者　芹澤　督介
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２９６号
福井県鯖江市有定町２丁目４番23号
破産者　福嶋　堅
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
静岡県掛川市弥生町97番地
破産者　永井　正
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１７０号
京都市南区久世中久世町１丁目120番地１、破産手続開始決定時の住所京都市南区久世上久世町542番地　パークテラス桂川627号
破産者　住田英二こと　金　**炯**萬
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
神戸市須磨区菅の台５丁目３―13―306、開始決定時の住所神戸市西区月が丘４丁目１―２―419
破産者　仮屋　勉
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
神戸市須磨区菅の台５丁目３―13―306、開始決定時の住所神戸市西区月が丘４丁目１―２―419
破産者　仮屋　泰子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
兵庫県明石市林崎町２丁目１番40号　エトワール林崎202号
破産者　林　紀美
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第５８１号
奈良市南袋町25番地の２、開始決定上の住所奈良市三条本町12番５―1008号
破産者　森田　民子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
奈良市芝辻町４丁目２番地の９　コーポラス新大宮301号、住民票上の前住所奈良市高天町30番地
破産者　矢川　敏雄
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１０号
松江市幸町798番地２
破産者　神田　幸信
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部